

フリースクール等通所児童生徒支援事業に係る
交付申請について

【交付申請マニュアル】

- | | | |
|---|-----------------|-----|
| 1 | 事業の概要 | p 1 |
| 2 | 補助の内容 | p 1 |
| 3 | 必要書類一覧および送付について | p 2 |
| 4 | 補助金支払いまでの流れ | p 3 |
| 5 | その他留意点 | p 4 |

このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しています。申請手続きを進める前に、必ず内容をご確認ください。

1 事業の概要

- この事業は、学校に行きづらい児童生徒の学校外の居場所の選択肢を増やし、社会的自立を促進するため、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒が、当該施設にて活動を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものです。

2 補助の内容

- 富山県内の小学校・中学校・義務教育学校（以下、「学校」）に在籍する児童生徒をもち、以下の要件をすべて満たす保護者を補助対象としています。

【補助要件】

- ① 富山県に住所を有し、原則、当該児童生徒と同居している。
- ② 当該児童生徒が、事業実施年度において、富山県教育委員会が策定した「民間施設に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に則った施設に通所している。
- ③ 当該児童生徒が在籍する学校において、ガイドラインと文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に示す要件を鑑みて、施設での活動を校長が指導要録上「出席扱い」としている。

補助要件を満たすには、当該施設と学校、当該施設と保護者、保護者と学校の相互連携が不可欠です。

- 当該児童生徒の在籍校が課業する日の課業時間に施設を利用している場合において、校長は指導要録上「出席扱い」とするかどうかを判断します。
- 週休日や祝日、長期休業期間における施設利用は、指導要録上「出席扱い」とはなりません。
- 日額払いの施設を利用している児童生徒の場合は、指導要録上「出席扱い」となった日が補助対象となります。週（月）払いの施設を利用している児童生徒の場合は、指導要録上「出席扱い」となった日を含む週（月）が補助対象となります。
- 施設を利用する児童生徒1人に対し、家庭が施設に支払った実費の2分の1以内を補助します。ただし、児童生徒1人あたり1か月の上限を15,000円とします。1人の児童生徒が複数の施設を利用していても、1人あたりの上限額は変わりません。
例1) 1か月の授業料30,000円の施設を利用 → 補助額15,000円
例2) 1か月の施設への支払総額10,000円 → 補助額5,000円
例3) 1か月の授業料20,000円の施設を2箇所利用 → 補助額15,000円
- 保護者が、児童生徒が利用する施設に対して直接支払った授業料や施設利用料、実習費や活動費等が補助対象となります。交通費や食費、保護者が施設以外に支払った付随的経費等は補助対象外となります。

3 必要書類一覧

※ 様式はすべて県公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※ 申請者記入欄はすべて保護者の自筆とします。

【通所申告に必要な書類】 ※ まずは、通所していることを申告してください！

	書 類	記入者	備 考
ア	フリースクール等通所申告書 (様式6号)	申請者	申請者が施設に様式を提示し、一部記入を求める。

○ 年間を通して随時提出を受け付けています。児童生徒が通所を開始した段階で、速やかに提出してください。

【補助金交付に必要な書類】

<A群> ※ 交付申請をする最初の学期末にのみ提出します！

	書 類	記入者	備 考
イ	補助金交付申請書（交付先口座含） (様式1号)	申請者 (民間施設記入欄あり)	
ウ	施設通所証明書（様式2号）	民間施設	申請者が施設に様式を提示し、記入を求める。
エ	出席扱い証明書（様式3号）	申請者 (校長記入欄あり)	申請者が学校に様式を提示し、記入を求める。
オ 【該当者のみ】	施設への通所に対して地方公共団体から本事業以外の補助金を受けている場合は、その証明書（交付決定通知書や額の確定通知書等、補助額がわかるもの）	地方公共団体	地方公共団体が発行したものの写し ※補助金を交付している地方公共団体に、申請状況等について情報提供することがある。

○ 補助金交付に必要な書類<A群>は、1学期末に提出した場合、2学期以降は提出する必要はありません。

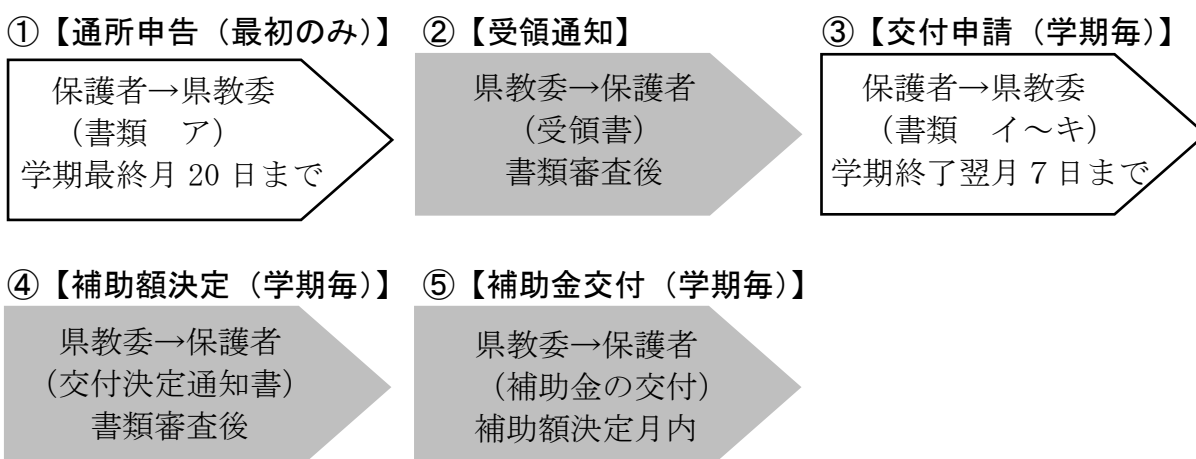
<B群> ※ 学期ごとに提出します。

	書 類	記入者	備 考
カ	施設利用確認書（実績報告書） (様式4号)	民間施設 (校長記入欄あり)	申請者が民間施設に様式を提示し、記入を求める。その後、保護者が学校に様式を提示し、確認を求める。
キ	領収書等、施設利用料（授業料）その他支払いを証明するもの	民間施設	民間施設が発行したもの（写し可）

- 補助金交付に必要な書類<B 群>は、1 学期分は8月7日まで、2 学期分は1 月7日まで、3 学期分は翌年度4月7日までに提出します。
- 提出期日を過ぎた場合の補助金の交付はできませんのでご注意ください。特別な事情がある場合については、下記担当まで問い合わせてください。
- 提出については、下記宛に郵送（期日内必着）もしくは直接お持ち寄りください。なお、郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便等、差出・配達が証明される郵便をおすすめします。

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
 富山県教育委員会 教育みらい室 児童生徒支援担当
 「フリースクール等通所児童生徒支援事業」担当者 宛
 TEL 076-444-3452 FAX 076-444-4439

4 通所申告から補助金交付までの手続きの流れ（1 年間の一般的な例）



※ 民間施設に通所している児童生徒の保護者が通所申告・交付申請を行ってください。

- 保護者は、最大で年間4回（上記①と学期毎に③）の書類提出が必要となります。
- 補助金は学期ごと、年間3回に分けて交付します。（1 学期分は8月、2 学期分は1 月、3 学期分は翌年度4月）
- ①の通所申告以前の学期にさかのぼって補助金を交付することはありませんのでご注意ください。
 例） 2 学期内に通所申告を行った場合、補助対象は9月利用分からとなりますので、1 学期利用分の交付申請はできません。

5 その他留意点

- 補助金の支払いは、すべて口座振替払いで行います。
- 振込先口座は申請者名義の口座を指定していただきます。旧姓、配偶者、団体名義等の口座は指定できません。
- 書類の提出や発行等にかかる手数料、郵送費用及び口座振替にかかる手数料等は、すべて申請者負担となります。
- 補助金の交付決定や額の確定通知は郵送にて書面でお知らせいたします。申請書に記載された住所以外への送付はできませんので、年度途中での転居または送付先の変更等は、必ず富山県教育委員会教育みらい室児童生徒支援担当へお知らせください。
- 提出書類に不備や不足があった場合は、確認や今後の指示等について担当者から連絡することがあります。（原則、申請者本人に連絡いたします。）書類の再提出については、担当者の指示に従って提出をしてください。
- 提出した書類は返却できませんので、あらかじめ写しを保管ください。